

平成二十年十一月十九日提出
質問第二五八号

建築基準法第四十二条第一項で定義される「道路」の解釈に関する質問主意書

提出者 近藤 昭一

建築基準法第四十二条第一項で定義される「道路」の解釈に関する質問主意書

建築基準法の第四十二条第一項では、「道路」とは、「道路法による道路」や「都市計画法、土地区画整理法」等による道路に該当する「幅員四メートル以上のものをいう」と定義されている。

ここで定義される「道路」の解釈の違いにより、各地で問題がおきているため、政府の見解をただしたい。

ある特定行政庁では、道路台帳に記載されている幅員は四メートル未満であるのにもかかわらず、その道横の水路などにフタがされ現状の見た目の幅員が四メートル以上ある道路を、建築基準法第四十二条第一項に該当する道路であると解釈しているが、政府の解釈も同様なものか。

右質問する。